

矢板市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾患児の福祉の増進に資することを目的として、日常生活の便宜を図る用具（以下「用具」という。）の購入費の一部を日常生活用具費（以下「用具費」という。）として市が給付する矢板市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げるものとする。

2 用具の給付の対象者は、矢板市内に住所を有する在宅の者で、小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている者であって、別表第1の対象者欄に掲げる者とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者は除く。

(給付の申請)

第3条 用具費の給付を受けようとする小児慢性特定疾患児の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業用診断書（別記様式第2号）に、小児慢性特定疾病医療費受給者証の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、小児慢性特定疾患児

日常生活用具給付事業調査書（別記様式第3号）を作成し、用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは、前条の規定による申請書を提出した者に対し小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書（別記様式第4号）及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券（別記様式第5号。以下「給付券」という。）を交付する。

3 市長は、用具の給付を却下したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（用具の給付）

第5条 前条第2項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、用具の給付について市が委託契約した用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の給付に要する費用等）

第6条 受給者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとし、用具を購入する際に直接業者に支払わなければならない。

2 前項により受給者が負担する額の基準は、別表第2に定めるものとする。

3 受給者は、購入する用具の金額が基準額を超えるときは、前項に規定する自己負担額に当該超えた金額を加算して得た額を負担するものとする。

4 市長は、用具を給付した業者からの請求により、用具の購入に要した金額から前項により受給者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

（用具の管理）

第7条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は

一部を返還させることができるものとする。

(台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳（別記様式第7号）を整備しておかなければならない。

(申請書、調査書等の様式)

第9条 この規則の施行に必要な申請書等（別表第3）の様式については、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の矢板市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱は、平成27年6月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

| 種目 | 対象者 | 性能 | 基準額 (円) | 耐用 年数 (年) |
|----|-----------|-------------------------------------|------------|-----------------|
| 便器 | 常時介助を要する者 | 小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる） | 4,810 | 8 |

| | | | | |
|--------|-------------|--|---------|---|
| 特殊マット | 寝たきりの状態にある者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | 21,170 | 5 |
| 特殊便器 | 上肢機能に障害のある者 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く | 163,300 | 8 |
| 特殊寝台 | 寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 166,320 | 8 |
| 歩行支援用具 | 下肢が不自由な者 | <p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とな</p> | 64,800 | 8 |

| | | | | |
|--------------|------------------------|---|--------|---|
| | | るもの | | |
| 入浴補助 用具 | 入浴に介助を 要する者 | 入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補助 でき、小児慢性特定疾患児 又は介助者が容易に使用 し得るもの | 97,200 | 8 |
| 特殊尿器 | 自力で排尿で きかない者 | 尿が自動的に吸引される もので、小児慢性特定疾患 児又は介助者が容易に使 用し得るもの | 72,360 | 5 |
| 体位変換 器 | 寝たきりの状 態にある者 | 介助者が小児慢性特定疾 患児の体位を変換させる のに容易に使用し得るも の | 16,200 | 5 |
| 車いす | 下肢が不自 由な者 | 小児慢性特定疾患児の身 体機能を十分踏まえたも のであって、必要な強度と 安定性を有するもの | 76,030 | 5 |
| 頭部保護 帽 | 発作等により 頻繁に転倒す る者 | 転倒の衝撃から頭部を保 護できるもの | 13,130 | 3 |
| 電気式た ん吸引器 | 呼吸器機能に 障害のある者 | 小児慢性特定疾患児又は 介助者が容易に使用し得 | 60,910 | 5 |

| | | | | |
|--|--|--|----------------|---|
| | | るもの | | |
| クールベ スト | 体温調節が著 しく難しい者 | 疾病の症状に合わせて体 温調節のできるもの | 21,600 | — |
| 紫外線カ ットクリ ーム | 紫外線に対す る防御機能が 著しく欠け て、がんや神 経障害を起こ すことがある 者 | 紫外線をカットできるも の | 40,820 (年額) | — |
| ネブライ ザー (吸入 器) | 呼吸器機能に 障害のある者 | 小児慢性特定疾患児又は 介助者が容易に使用し得 るもの | 38,880 | 5 |
| 動脈血中 酸素飽和 度測定器 (パルス オキシメ ーター) | 人工呼吸器の 装着が必要な 者 | 呼吸状態を継続的にモニ タリングすることが可能 な機能を有し、介助者等が 容易に使用し得るもの | 170,100 | — |
| ストーマ (蓄便袋) | 人工肛門を造 設した者 | 小児慢性特定疾患児童又 は介助者が容易に使用し 得るもの | 111,460 | — |
| ストーマ | 人工膀胱を造 | 小児慢性特定疾患児童又 | 146,450 | — |

| | | | | |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|---------|---|
| (蓄尿袋) | 設した者 | は介助者が容易に使用し 得るもの | | |
| 人工鼻 | 人工呼吸器の 装着又は気管 切開が必要な 者 | 小児慢性特定疾患児童又 は介助者が容易に使用し 得るもの | 126,360 | — |

別表第2 (第6条関係)

| 階層 区分 | 世帯の階層(細)区分 | | | 徴収基準 月額(円) | 徴収基準 加算月額 (円) |
|----------|---|--------------------------------|----------|---------------|---------------------|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単独世帯を 含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による支援給付受給世帯 | | | 0 | 0 |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市民税非課税 世帯 | | | 1,100 | 110 |
| C階層 | A階層及 びD階層 を除き、当 該年度分 の市民税 課税世帯 | 市民税均等割のみ 課税世帯(所得割の ない世帯) | C1階 層 | 2,250 | 230 |
| | | 市民税所得割課税 世帯 | C2階 層 | 2,900 | 290 |

| | | | | | |
|-----|---|----------------------|----------|--------|-----|
| | であって、 その市民 税の額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯 | | | | |
| D階層 | A階層及 びB階層 | 所得税の年額2, 4 00円以下 | D1階 層 | 3, 450 | 350 |
| | を除き、前 年分の所 得税課税 世帯であ って、その | 2, 401~4, 8 00円 | D2階 層 | 3, 800 | 380 |
| | 所得税の 額の区分 が次の区 分に該当 する世帯 | 4, 801~8, 4 00円 | D3階 層 | 4, 250 | 430 |
| | | 8, 401~12, 000円 | D4階 層 | 4, 700 | 470 |
| | | 12, 001~1 6, 200円 | D5階 層 | 5, 500 | 550 |
| | | 16, 201~2 1, 000円 | D6階 層 | 6, 250 | 630 |
| | | 21, 001~4 6, 200円 | D7階 層 | 8, 100 | 810 |
| | | 46, 201~6 0, 000円 | D8階 層 | 9, 350 | 940 |

| | | | | | |
|--|--|----------------------|-------|--------|-------|
| | | 60,001~78,000円 | D9階層 | 11,550 | 1,160 |
| | | 78,001~100,500円 | D10階層 | 13,750 | 1,380 |
| | | 100,501~190,000円 | D11階層 | 17,850 | 1,790 |
| | | 190,001~299,500円 | D12階層 | 22,000 | 2,200 |
| | | 299,501~831,900円 | D13階層 | 26,150 | 2,620 |
| | | 831,901~1,467,000円 | D14階層 | 40,350 | 4,040 |
| | | 1,467,001~1,632,000円 | D15階層 | 42,500 | 4,250 |
| | | 1,632,001~2,302,900円 | D16階層 | 51,450 | 5,150 |
| | | 2,302,901~3,117,000円 | D17階層 | 61,250 | 6,130 |
| | | 3,117,001 | D18階層 | 71,900 | 7,190 |

| | | | | | |
|--|--|----------------|-------|----|---|
| | | ～4, 173, 000円 | 階層 | | |
| | | 4, 173, 001円以上 | D19階層 | 全額 | 左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円 |

1 徴収月額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第872の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業者の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第

314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市民税については、当該年度の市民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市民税によることとする。

（3）徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

別表第3（第9条関係）

| 様式番号 | 名称 | 根拠条文 |
|---------|--------------------------|------|
| 別記様式第1号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書 | 第3条 |
| 別記様式第2号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業用診断書 | 第3条 |
| 別記様式第3号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業調査書 | 第4条 |
| 別記様式第4号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書 | 第4条 |
| 別記様式第5号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券 | 第4条 |
| 別記様式第6号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書 | 第4条 |
| 別記様式第7号 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳 | 第8条 |